

# 学校法人三室戸学園ハラスメントの防止等に関する規程

## (目的)

第1条 この規程は、学校法人三室戸学園（以下、「学園」という。）において、ハラスメントの防止及びハラスメントに起因する問題が生じた場合の措置について必要な事項を定めることを目的とする。

## (定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) ハラスメント

セクシャルハラスメント、パワーハラスメント、マタニティハラスメント及びアカデミックハラスメントをいう。

(2) セクシャルハラスメント

対価型セクシャルハラスメント及び環境型セクシャルハラスメントをいう。

(3) 対価型セクシャルハラスメント

学校において行われる相手方の意に反する性的な言動に対する当該相手方の対応により、当該相手方が不利益な取り扱いを受けることをいう。

(4) 環境型セクシャルハラスメント

学校において行われる相手方の意に反する性的な言動により、当該相手方の就業・学習・研究環境が不快なものとなったため、能力の発揮に重大な悪影響が生じるなど、就業・学習・研究をする上で看過できない程度の支障が生じることをいう。

(5) パワーハラスメント

学校における地位や人間関係などの優位性を背景に、業務・教育の適正な範囲を超えて、精神的・身体的苦痛を与え、または就業・学習・研究環境を悪化させる行為をいう。

(6) マタニティハラスメント

妊娠、出産または育児に関する言動により、就業・学習・研究環境を悪化させる行為をいう。

(7) アカデミックハラスメント

教育・研究上の優位性を背景にして行う不適切な言動により、相手方の研究意欲を低下させ、または研究環境を悪化させることで、相手方が研究をする上で看過できない程度の支障を生じることをいう。

## (学園の責務)

第3条 学園は、ハラスメントによって就業・学習・研究環境が害されることがないように、この規程に基づき、必要な措置を講じるものとする。

## (理事長等の責務)

第4条 理事長は、学園におけるハラスメントの防止及び対応に関する事務を総括する。

- 2 学園の設置する学校（以下「各学校」という。）の長は、各学校の教職員に対してこの規程を周知させ、ハラスメントの防止に努めなければならない。

（教職員等の責務）

第5条 学園に勤務する教職員（役員を含む。以下同じ。）は、ハラスメントに該当する行為をしてはならない。

- 2 教職員は、ハラスメント問題に対する理解と関心を深めるよう努めなければならない。

（ハラスメント防止対策委員会）

第6条 学園に、ハラスメント防止対策委員会（以下、「防止対策委員会」という。）を設置する。

- 2 防止対策委員会は、次に掲げる事項を審議する。
  - （1）ハラスメント防止のための啓発及び研修に関する事項
  - （2）ハラスメント問題の情報収集に関する事項
  - （3）相談員から（第9条に定める相談員をいう。）の設置に関する事項
  - （4）相談員からの報告に関する事項
  - （5）調査委員会（第12条に定める調査委員会をいう。）の設置に関する事項
  - （6）ハラスメントの再発防止に関する事項
  - （7）前各号のほか、ハラスメントに関する重要事項
- 3 防止対策委員会は、前項の任務について、必要に応じ、理事長または各学校の長に対し報告または提言をすることができる。

（防止対策委員会の構成）

第7条 防止対策委員会は、次に掲げる教職員をもって構成する。

- （1）理事のうちから理事長が指名した者 1名
  - （2）学園本部長が指名した事務職員 2名
  - （3）各学校の長が指名した教職員 各1名
  - （4）前各号のほか、理事長が指名した教職員 若干名
- 2 前項第1号の委員は理事の地位を退いたとき、前項第2号ないし第4号の委員は教職員の地位を退いたときは、委員の地位をも退くものとする。
  - 3 委員の選任に際しては、男性及び女性が少なくとも1名は含まれるようにしなければならない。
  - 4 防止対策委員会に委員長を置き、第1項第1号の委員をこれに充てる。

（会議）

第8条 防止対策委員会は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

- 2 防止対策委員会は、委員の過半数の出席がなければ開催することができない。
- 3 防止対策委員会の議事は、出席した委員の過半数の賛成をもって決とする。
- 4 防止対策委員会の会議は、非公開で行う。
- 5 委員は、会議の内容を他に漏らしてはならない。
- 6 防止対策委員会には、必要に応じて委員以外の者を出席させ、報告または意見を聴くことができる。

- 7 防止対策委員会の会議には、議事録の作成その他の事務を行わせるため、学園本部総務人事室の職員を陪席させることができる。
- 8 防止対策委員会の開催の都度、議事録を作成する。

(相談員)

第9条 学園にハラスメント相談窓口を設け、ハラスメント相談員（以下、「相談員」という。）を置く。

- 2 相談員は、学生相談員及びカウンセラー、障がい学生生徒支援センターとする。
- 3 前項のほか、必要に応じて防止対策委員の推薦を受けて、理事長が任命する。

(相談員の任務)

第10条 相談員の任務は、次のとおりとする。

- (1) ハラスメントに関する相談に応じること
  - (2) 相談者に対し、必要に応じ助言を行うこと
  - (3) 相談内容を防止対策委員会に報告すること
- 2 相談員は、相談及び助言の内容を、記録しなければならない。
  - 3 相談員は、相談及び助言の内容を、他に漏らしてはならない。

(ハラスメント調査委員会)

第11条 理事長は、相談員の対応では解決できないハラスメント事案が生じたときは、防止対策委員会の審議を経て、ハラスメント調査委員会（以下「調査委員会」という。）を設置する。ただし、緊急を要する時は、防止対策委員会への事後報告をもって審議に代えることができる。

- 2 調査委員会は、理事長が指名する調査委員をもって組織する。
- 3 調査委員会の人数は、2名以上5名以内とする。ただし、理事長が必要と認めるときは、6名以上とすることができる。
- 4 調査委員には、男性及び女性が少なくとも1名含まれるようにしなければならない。
- 5 当該事案に直接の利害関係を有する者は、調査委員になることができない。
- 6 調査委員には、必要に応じ、学外の有識者を選任することができる。

(調査委員会の任務)

第12条 調査委員会は、当該事案について、事情徴収、証拠収集その他必要な調査を行う。

- 2 調査委員会は、当事者、相談員、その他の関係者から中立公平な立場で事情聴取を行い、必要に応じ関係資料の提出を求めることができる。
- 3 調査委員会は、前各項の調査を、一部の委員に行わせ、または学園の教職員若しくは学外の有識者の補助を受けて行うことができる。
- 4 調査委員会は、調査開始後1ヵ月以内に調査を終了させるよう努めなければならない。ただし、当事者が多数である、事案が複雑であるなど特段の事情がある場合は、この限りでない。
- 5 調査委員会は、調査結果を、書面で理事長へ報告するものとする。
- 6 調査委員は、調査の内容を、他に漏らしてはならない。

(調査終了後の対応)

第 13 条 理事長は、ハラスメントに該当する事案があったと認めたときは、指導、異動、懲戒その他の必要な措置を講じるものとする。

2 懲戒に関する事項は、就業規則の定めるところによる。

3 理事長は、前条の調査結果を受け、必要に応じ再発防止策を講じるものとする。

(遵守事項)

第 14 条 教職員は、ハラスメントに関する相談及び事情聴取に際して、虚偽を述べてはならない。

2 この規程に基づいてハラスメント問題にかかわる者は、当事者及び関係者の名誉、プライバシー等に十分に配慮しなければならない。

(不利益取扱い等の禁止)

第 15 条 ハラスメントに対する相談、申し立て、当該事案に係わる調査への協力、その他のハラスメントに関し正当な対応をした者に対して、そのことをもって不利益な取り扱いをしてはならない。

(他の事業主との関係)

第 16 条 学園は、他の事業主から、ハラスメントに関する調査等への協力を求められたときは、必要な協力をするよう努めるものとする。

(事務)

第 17 条 この規程に関する事務は、学園本部総務人事室が所管する。

(その他)

第 18 条 この規程に定める事項のほか必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この規程は、令和 4 年 11 月 1 日から施行する。

2 本規程の策定に伴い、学校法人三室戸学園ハラスメント防止規程は廃止する。